

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

大阪府知事

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて」に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川箕面川の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。

(2) 当該区域の位置づけ

当該区域は、箕面山麓に広がる府営箕面公園とその周辺の山林を併せて指定された「明治の森箕面国定公園」の中に位置しており、春は山を彩る山桜やもみじ、夏は谷間を飾るシダ類、秋は見事な紅葉、冬は赤く色づくアオキの実など四季折々の木々に出会える風光明媚な地区である。

区域を流れる箕面川は、箕面山より箕面川ダムを経て箕面大滝を含む箕面公園内を流下し、箕面市を南北に流れ猪名川に合流する

当該区域は、個性的で魅力的な既存観光資源を有効に活用するとともに、明治から昭和初期にかけて実在した川に張り出した茶店や休憩所を復活させるなど、名勝箕面山が本来有するイメージに沿って再整備し、観光都市「箕面」そして「溪流」の景勝地として、位置づけることで、河川を活かした地域の活性を図っているところである。

こうしたことから当該区域は、水辺空間を積極的に利用することで、都市の集客力を高め、にぎわいを創出するなど、都市型観光の推進と地域を再生するにぎわいの拠点として期待される。

(3) 指定年月日

平成 24 年 3 月 26 日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち、イベント施設、照明・音響施設、案内所、川床、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記箕面川の当該区域の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げるものとする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、箕面大滝～一の橋とする。

【箕面川エリア】

